

第3次京都市消費生活基本計画 令和7年度推進状況について

重点取組

- | | |
|-------------------|------------|
| 1 エシカル消費の普及促進 | (関連個別施策20) |
| 2 消費者安全確保地域協議会の設置 | (関連個別施策21) |

施策体系一覧

基本方針	施策目標	個別施策	事業数
基本方針1 消費者安全の確保			計66
	1 安全な消費生活環境の確保		
		①衣食住の安全性の確保	29
		②商品等の安全性の確保	6
		③危害等に関する迅速かつ的確な情報提供等	9
		④非常時における合理的な消費行動の推進	5
	2 表示等の適正化の推進		
		⑤表示等の適正化に向けた指導等	6
		⑥生活必需品の安定供給と適正な価格の確保	4
	3 取引の適正化		
		⑦事業者に対する指導等の強化	3
		⑧適正な取引行為の徹底	2
		⑨取引行為に関する制度の検討	2
基本方針2 消費者被害の救済			計26
	4 消費生活相談体制の充実・強化		
		⑩相談機能の強化と相談しやすい環境の整備	5
		⑪相談内容の高度化への対応	3
	5 消費生活相談以外の相談事業の充実・強化		
		⑫各種相談事業の実施	16
		⑬様々な相談窓口との連携の強化	2
基本方針3 消費者教育の推進			計41
	6 戦略的な消費者教育の推進		
		⑭学校等における消費者教育の推進	19
		⑮地域社会における消費者教育の推進	9
		⑯家庭における消費者教育の推進	6
	7 消費者教育を担う人材育成		
		⑰学校等における消費者教育の担い手の育成	3
		⑱地域における消費者教育の担い手の育成	4
基本方針4 消費者市民社会の形成			計81
	8 「誰一人取り残さない」より良い社会に向けた支援		
		⑲「誰一人取り残さない」より良い社会に向けた消費者への支援	24
		⑳環境に配慮した消費行動・エシカル消費の推進【重点取組】	28
		㉑高齢者等への支援【重点取組】	10
	9 消費者、事業者、行政間の信頼向上、連携・協働の促進		
		㉒消費者志向経営を促進するための基盤整備	8
		㉓連携・協働を支える地域の枠組みの構築	11

※赤字は、本資料に掲載している個別施策（再掲含む）です。

合計214事業

個別施策③ 危害等に関する迅速かつ的確な情報提供等

商品等の使用により生じた消費者事故や、多発する消費者被害に関する情報について、若年者や高齢者など、消費者の年齢・特性に応じて、注意喚起や情報提供の内容及び情報伝達手法を工夫し、より効果的な注意喚起になるよう情報を発信しました。

ホームページ等による情報発信

商品・役務に関する危害情報や、契約上のトラブルに関する相談情報、悪質商法の手口の解説など、消費者被害の予防や対処につながる情報について、様々な媒体から発信しました。

【SNS発信】169件（令和6年度:100件）

→ X、Facebook、LINE（R8.1～）から配信
（詳細を独自ホームページに掲載）

【情報メール便による配信】

73回（令和6年度:100回）

→ 事前登録済のアドレス（1,062件）に配信
（令和7年12月末で終了）

【FMラジオによる情報提供】

放送回数：51回（令和6年度:52回）

FM845の放送番組「ピッカピカラジオ」

★「ライフラインインフォメーション」コーナー

★ 年末年始を除く毎週月曜日の

午前11時18分ごろに、約3分間放送

広報誌の発行

最新の悪質商法等に対する注意喚起や消費生活情報の提供を目的として、広報誌「京（みやこ）・くらしの安心安全情報」を、年6回発行しました。

配布先 市役所本庁舎、区役所・支所、各区社会福祉協議会、図書館等
地域包括支援センター（メール）
（配信） 大学生向けアプリ「KYO-DENT」

<第143号（R7.10発行）から抜粋>

ー「安全マーク」はどこについている？ー

安全マーク付きの製品は身近なところで使われていますが、製品や用途によって表示されている場所が異なります。以下で紹介している表示場所だけでなく、製品の外箱・外袋や取扱説明書、インターネット販売の場合は、販売サイトやメーカーサイトに「安全マーク」が記載されていることもあります。

【表示例】



個別施策⑧ 適正な取引行為の徹底

●事業者への情報提供・意見交換

消費生活相談状況等に係る情報収集や自社の取組報告のために、当センターを訪問した事業者に対し、当該事業者（加盟店）に関する相談件数等の情報提供、不適正な取引行為のおそれがある勧誘行為の指摘、昨今の消費者トラブルの傾向、事業者及び事業者団体が努めている消費者トラブルの未然防止策等の意見交換を行いました。

事業者訪問への対応実績：63件（令和6年度:59件）

個別施策⑤ 表示等の適正化に向けた指導等

●食品表示監視指導業務

市内の事業者等に対し、法律に基づき食品表示（品質事項）に係る調査等を実施し、食品表示の適正化を図りました。

1 食品表示に関する事業者等からの問合せへの対応

	R7年度	R6年度	R5年度
受付件数	176件	283件	284件

2 事業者等への任意調査・立入調査

	R7年度	R6年度	R5年度
任意調査等 実施件数	7件	10件	7件
指導・注意件数	3件	8件	5件

3 定期パトロール

	R7年度	R6年度	R5年度
定期パトロール 実施件数	13件	13件	16件
口頭注意件数	3件	3件	8件

4 買上調査

	R7年度	R6年度	R5年度
買上調査品目	国産牛	大豆加工品	うなぎ 加工品
買上調査実施 延べ検体数	3件	5件	5件

名 称	豆菓子
原 材 料 名	落花生(国産)、米粉、でん粉、植物油、しょうゆ(大豆・小麦を含む)、食塩、砂糖、香辛料
添 加 物	調味料(アミノ酸等)、着色料(カラメル、紅麹、カロチノイド)
内 容 量	100g
賞 味 期 限	2024.6.20
保 存 方 法	直射日光を避け、常温で保存してください。
製 造 者	〇〇〇食品株式会社 +AK 東京都千代田区×××-△△△

食品表示例「加工食品」

食品の名称や原料原産地等の食品表示についての相談、苦情、質問、要望などに対応しました！

市民からの情報提供等により、品質に関する表示等について、任意調査を行いました！

令和7年度は、原材料名や名称、内容量の誤表示等について、口頭注意を行いました！

市内の食品関連事業者等に対し、生鮮食品等の名称・原産地の表示状況を調査しました！

令和7年度は、3店舗に不適正な表示が複数確認されたため、速やかな改善を要請しました！

原材料又は原産地等が判別可能な食品を買い上げて、科学的検査を実施することにより、表示されている原産地等の信ぴょう性を確認しました！

個別施策⑪ 相談内容の高度化への対応

●消費生活相談体制の強化

消費生活相談員の資質向上

消費生活相談員が、複雑化・高度化する相談内容に適切に対応できるよう、独立行政法人国民生活センターが実施している研修を活用し、相談員の総合的な資質の向上を図りました。



取組実績

- ・国民生活センター研修（オンライン） 参加回数 28回（うちオンライン25回）
- ・D－ラーニング研修（遠隔研修） 参加回数 52回

研修テーマ（抜粋）

- 情報セキュリティに関するトラブルの特徴と対策
- 消費生活相談に必要な割賦販売法の知識
- 住宅関連の相談に必要な基礎知識－賃貸住宅－
- 高齢者を取り巻く消費者トラブル
－被害防止のための見守りネットワークの活用等を含めて－

消費生活相談支援事業

消費生活相談員が行う日常の相談業務の中で、高度な法律知識が必要な案件について、弁護士から助言等を受けました。

また、消費者関連法の改正等の内容や法の適用について、弁護士を講師とした研修を実施しました。

取組実績

- ・助言件数 372件
（相談員向け「助言弁護士」の実施：48回）
- ・研修 2回
 《研修テーマ》
 - 破産手続について
 - 弁護士に習う和解術

消費者サポートチーム

消費生活相談のうち、解決が困難又はあっせん不調に終わる可能性が高い案件について、消費生活相談員・事務職員が弁護士とサポートチームを編成し、専門的観点から相談者へ解決策を提示することにより、相談の早期解決を図りました。

取組実績

- 令和7年度 1件
 ・歯科矯正の契約
- 令和6年度 2件
 ・結婚式場の契約
 ・屋根修理の契約

個別施策⑫ 各種相談事業の実施

●共催による各種相談事業

市民による多様な相談の需要に応えるため、関係団体との共催により、各種相談事業を実施しました。

(回)

事業内容	共催団体	R7 年度	R6 年度
行政書士による無料相談会※	京都府行政書士会	120	118
行政書士による終活セミナー 及び無料相談会		1	1
司法書士による無料相談会※	京都司法書士会	109	109
司法書士による相続登記等に 関するセミナー及び無料相談会		3	3
民事調停委員による無料相談会	京都民事調停協会	2	4
民事調停協会による民事調停 セミナー及び無料相談会		2	2
不動産なんでも無料相談	京都弁護士会、近畿税理士会 京都府支部連合会 京都司法書士会 京都土地家屋調査士会 京都府不動産鑑定士協会	1	1
不動産無料相談会	京都不動産研究協会	2	3
	京都府不動産鑑定士協会、 日本不動産鑑定士協会連合会	2	2

※ 行政書士及び司法書士による無料相談会については、各区役所・支所における実施分を含みます（その他は消費生活総合センターにおける実施分のみ）。

●市民相談事業

市民の方から寄せられる各種相談（法律問題、交通事故に係る損害賠償問題、市政に関する意見・要望等）について、各事業を実施しました。

(件)

事業名	R7年度	R6年度
京都市民法律相談	7,158	7,106
交通事故相談	74	99
市政一般相談	32,008	36,980

個別施策⑮ 地域社会における消費者教育の推進

●消費者力パワーアップセミナーの開催

消費者自らが適切に判断し、行動する力（消費者力）等を身につけることを目的として、悪質商法のトラブル防止など、暮らしに役立つ情報を伝える消費生活講座「消費者力パワーアップセミナー」を、消費者団体と連携して開催しました。

取組実績

第1期 テーマ：見抜く力をつけよう！デジタル社会のホンネとタテマエ

実施日：令和7年10月2日

①午前の部 見抜く力を養う！～デジタル広告のカラクリとダークパターン～

講師：武田 典子 氏（公益社団法人 日本広告審査機構（JARO）関西事務所）

②午後の部 体験型ネットトラブル対策講座～ネットトラブルを疑似体験してみよう～

講師：京都府警察ネット安心アドバイザー

第2期 テーマ：シニアライフをより豊かに快適にし、「安心」を手に入れよう！

実施日：令和8年1月27日

①午前の部「これから」の人生を自分らしく彩る「終活」

講師：金森 茂也 氏

（金融経済教育推進機構（J-FLEC）講師）

②午後の部 初心者のためのスマホ・ケータイ

安全教室【体験型】

講師：KDDI 株式会社認定講師

参加者：延べ102名（うちオンライン38名）



●消費生活相談員による出前講座

地域で実施される研修会や会合等に、消費生活相談員を講師として派遣し、悪質商法の手口やその対処法等を分かりやすく説明する講座を実施しました。

特に高齢者への見守り機能を一層強化するため、京都市消費者安全確保地域協議会の構成員である地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生児童委員や老人福祉員等の福祉関係者に対し、講座の利用を積極的に働き掛けました。

取組実績

実施件数： 40件（令和6年度 23件）

参加者数：1,678名（令和6年度 592名）

主な派遣先

- ・地域包括支援センター
- ・社会福祉協議会
- ・障害者地域生活支援センター



●消費者団体、大学等と連携した消費者教育推進事業の実施

大学生等が契約トラブルなどの消費者問題について理解を深め、その解決のために必要な法的知識を学ぶとともに、自らのライフスタイルについて考え消費者市民社会の形成に貢献する消費者となるための消費生活講座を、消費者団体や大学等と連携して開講しました。

令和7年度は、引き続き同志社大学（通年）、龍谷大学（前期）、佛教大学及び京都教育大学において開講しました。

同志社大学及び龍谷大学における消費生活講座プログラム

取組実績

○同志社大学（商学部）

※大学コンソーシアム単位互換科目

春学期 全15講 120名

秋学期 全15講 83名

○龍谷大学（経営学部）

前期 全15講 238名

※ 人数はいずれも登録者数

○プログラム内容（一部抜粋）

- ・「消費者問題」の現場から
- ・キャッシュレス時代の金融リテラシー
- ・インターネットトラブル対策
- ・グループワーク「消費者被害を無くそう」
- ・消費者教育について
- ・エシカル消費を拡げるために
- ・グループワーク「消費者市民社会を目指して」



佛教大学教育学部教育学科における系統的な消費者教育講座プログラム

取組実績

1回生 全3講 222名 2回生 全1講 190名

3回生 全1講 169名 4回生 全1講 210名

※ 人数はいずれも登録者数

○プログラム内容（一部抜粋）

- ・若者が消費者被害に遭わないために
- ・持続可能な社会の実現に向けて、なぜ消費者教育が必要なのか？
- ・消費者の権利と責任～消費者教育の教材研究～
- ・消費者教育の担い手として～消費者教育の授業づくり～



京都教育大学における消費者教育講座

取組実績

前期 全1講 67名 後期 全1講 62名

テーマ：消費者トラブルの実態と対応

個別施策⑰ 学校等における消費者教育の担い手の育成

●実践的な消費者教育推進支援事業

若年者に対する切れ目のない実践的な消費者教育が推進されるよう、弁護士等の専門家の知見も活用しつつ、消費者団体をはじめ多様な主体による連携・協働体制づくりを支援しました。

令和7年度は、小・中・高等学校や大学等の希望に応じ、若年者向け出前講座等を実施するための講師のコーディネートを行ったほか、教員等を対象に多様な主体が消費者教育の実践について理解を深める場として、教育委員会等と連携してシンポジウムを開催しました。

取組実績

○「若年者向け出前講座」コーディネート

講師派遣先

- ・ 京都光華女子大学短期大学部
（ライフデザイン学科1回生）
- ・ 京都橘大学（経営学部経営学科2、3回生）
- ・ 待鳳小学校（6年生）
- ・ 鳴滝総合支援学校（高等部3年生）

延べ受講者数：184名



○京都消費者教育シンポジウム2025

～繋がろう！広げよう！消費者教育推進の輪～

開催日：令和7年7月25日 参加者：小中高校・支援学校の教員等 72名

【基調講演】

学校授業での消費者教育の取り入れ方

～多様な主体の活動と教材をヒントに～

登壇者：河原 佑香 氏 （（公財）消費者教育支援センター副主任研究員）

【授業づくりワークショップ】

- ・ 協力団体によるプレゼン ・ 授業づくりワークショップ
- ・ 交流タイム ・ 振り返り

【全体の振り返り】

＜協力団体＞

京都府地球温暖化防止活動推進センター、
京エコロジーセンター（（公財）京都市環境保全活動推進協会）
京都生活協同組合、京都弁護士会

講演やワークショップの様子は次ページをご覧ください。



○基調講演

学校授業での消費者教育の取り入れ方 ～多様な主体の活動と教材をヒントに～

「社会に出てからも学んだことを生かせる
消費者教育を実現するために、大切な
ことって何だろう？」

という問いかけをもとに、

- ・消費者教育の意義と目標
- ・効果的な消費者教育の取り入れ方
- ・教材の選び方や使い方
- ・連携による取組事例等

について、講演いただきました。

→ 消費者教育の教材は身近にあふれている
という気づきや子供たちの学びと社会との
結びつきを実感する機会になりました。



基調講演の様子

○授業づくりワークショップ

- ・行政、NPOなど6団体による活動内容紹介
 - ・教員が10グループに分かれて授業案を作成
(グループごとに協力団体1名が参加)
- 生活に身近なスーパーのチラシで簡単に作成
できる教材を活用するなど、多様な授業案が
形になっていきました。
- 学校内では配置人数の少ない家庭科等担当教
員同士の、貴重な交流の機会になりました。



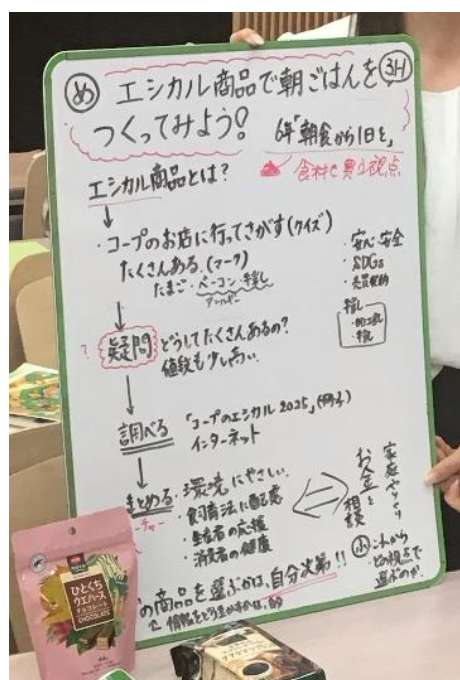
ワークショップの様子



協力団体のプレゼンテーション



チラシを使った教材



授業案（京都生活協同組合）

個別施策⑱ 地域における消費者教育の担い手の育成

●消費者月間の取組

消費者月間である5月に、消費者団体及び京都府等と連携し、消費者啓発・教育に係る取組を実施しました。

令和7年度は、社会を良くしていくための商品の選び方等に係る講演とトークセッションを開催しました。

取組実績

買い物で社会をかえられる？～商品の選び方について考えてみよう～

実施日：令和7年5月24日

会 場：京都経済センター会議室（オンライン併用）

【講演】

「グリーン意識を行動につなげる消費者教育とは」

講 師： 大藪 千穂 氏（岐阜大学教育学部教授・兵庫教育大学大学院
連合学校教育学研究科教授・日本消費者教育
学会会長）

【トークセッション】

大藪 千穂 氏

認定NPO法人 環境市民
京都生活協同組合

【参加者】

69名（会場30名、オンライン39名）



●京・くらしのサポーターとの協働による啓発活動

消費者被害の未然防止、拡大防止を図るため、市内に在住、通勤・通学し、養成講座を修了した「京・くらしのサポーター」の皆様と協働し、地域に密着した消費生活に関する啓発活動を推進しました。

令和7年度は街頭啓発活動や情報交換会を実施しました。

取組実績

広報誌等の配布 6回

街頭啓発活動 3回（山科駅前、伏見大手筋商店街、京都三条会商店街）

情報交換会 1回



個別施策② 環境に配慮した消費者行動・エシカル消費の推進

●エシカル消費の普及促進事業

エシカル消費のタネ（消費者標語の募集）

※ 基本方針3-個別施策⑭（学校等における消費者教育の推進）にも再掲

【京都生活協同組合との連携協定に基づく共催事業（P11参照）】

家庭や学校などで自ら考え行動する消費者となるための機会づくりを目的として、小学生以上の方を対象に、「エシカル消費」に関する標語を募集し、入選作品を表彰しました。

<募集テーマ>

- ① サステナブルファッション ② 地球温暖化を防ごう

<入選作品の表彰>

部門（小学生・中学生・一般）ごとに、市長賞・優秀賞・奨励賞を選定

入選作品（抜粋）



(作者コメント)

京都に生まれたおかげで着物を着る機会がとて多いです。七五三まわりは祖母の着物を着せてもらえて嬉しかったです。次は小学校の卒業式と十三まわりに母の袴を着せてもらう予定です。成人式には祖母の振袖です。

そうやって受け継がせてもらっている事をとて誇りに思っこの標語を考えました。



(作者コメント)

そのエコバッグ1袋をもっていくだけだけど、それを全員がしたら、地球は大きく変わる、それだけ1人1人の努力が大事という気持ちをこめて書きました。

応募状況

	小学生	中学生	一般	合計
応募者数	52	1,075	18	1,145
作品数	101	1,749	26	1,876

●エシカル消費の普及促進事業

京都生活協同組合との連携協定に基づく普及啓発イベント

令和4年に京都生活協同組合と締結した「エシカル消費普及促進に係る連携協定」では、エシカル消費の普及を促進する取組について連携・協力し、持続可能な循環型社会の実現や生物多様性の保全等をはじめ、消費者市民社会の実現を目指すこととしています。

令和7年度は、同組合との協働により、コープ各店舗でエシカルな商品を探すクイズラリーなどの取組を実施しました。

取組実績

「エシカルな商品を探せ！」クイズラリー

○コープ二条駅

実施日：令和7年5月31日

参加者数：169組、196名

○コープ桃山

実施日：令和7年11月1日

参加者数：118組、161名

○コープきぬがさ

実施日：令和8年2月21日

参加者数：110組、142名



クイズラリーの様子

動画や各種広報媒体等を活用した啓発等

取組実績

- 「エシカル消費」の実践例をわかりやすく紹介する動画を、京都市動画情報館（京都市の公式YouTubeチャンネル）やイオン洛南ショッピングセンターにて放映
- エシカル消費普及啓発ホームページ及び「京・くらしの安心安全情報」による情報発信
- マスコットキャラ「えしかるん」「えしかりん」の活用
- 公式SNS（X、Facebook、LINE）を活用した情報発信
- 「エシカル消費」普及啓発リーフレット等の配布（2,077部）



リーフレット



エシカル消費普及啓発HP



「身近でできるエシカル消費」
～倫さんのお買物編～



X



Facebook



LINE

個別施策② 高齢者等への支援

●消費者安全確保地域協議会における取組

消費生活上特に配慮を要する高齢者・障害者等の見守りをはじめとする、消費者安全の確保のための取組を、効果的・円滑に行うことを目的として、「**京都市消費者安全確保地域協議会**」を令和7年2月に設置し、次のような活動を進めています。

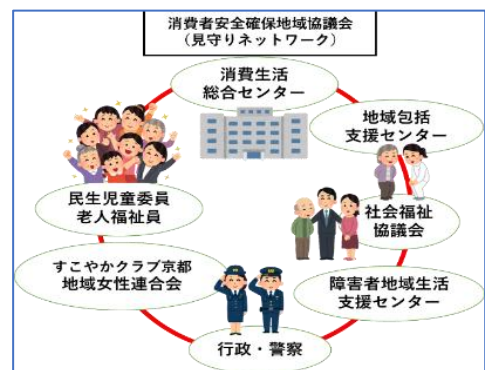
- 1 消費者被害の救済、防止又は見守り活動等の取組についての協議、情報交換
- 2 消費者被害の救済、防止のための広報、啓発
- 3 地域における見守り活動の推進に関する取組
- 4 その他、消費者安全の確保のために必要な活動

また、令和6年度に引き続き、地域包括支援センターが主催する**権利擁護ネットワーク会議**（社会福祉士、弁護士等の専門職種で構成）等に参加し、消費生活相談窓口の周知、悪質商法や特殊詐欺の状況等に対する注意喚起や情報の提供、消費者安全確保地域協議会についての研修などを行うとともに、高齢者等を取り巻く状況等について情報収集を行いました。

会議・情報交換

○消費者安全確保地域協議会
全体会議開催（2回）

○参画した権利擁護ネットワーク（出席回数）
10区・2支所（43回）
＜令和6年度＞ 10区・2支所（46回）



啓発グッズの制作・配布

高齢者自身や高齢者を見守る立場にある方への啓発を促進するため、エコバッグやてぬぐい、マスクケース、ボールペンなど、日常生活で活用しやすいものを制作し、約41,000個を配布して相談窓口を周知しました。



エコバッグ



マスクケース



てぬぐい

個別施策② 高齢者等への支援

●消費者安全確保地域協議会における取組

協議会ホームページの運用

消費生活総合センターの独自ホームページ内に特設ページを公開し、地域協議会の活動状況や注意喚起情報、啓発物品の申込フォーム等について発信しました。



街頭啓発活動等の実施

地域住民の消費者安全に関する知識や意識の向上、各種相談窓口の認知度向上に向け、街頭啓発活動を実施したほか、関係団体主催イベントにも出展しました。



街頭啓発実施回数：3回（山科駅前、大手筋商店街、三条会商店街）
関係団体主催イベントへの出展：「2025ほほえみ広場」ほか

メール（「見守りネットワークニュース」）による情報発信

- 【定期便】20件（月2回：センターに寄せられた相談情報、関係機関の連携事例など）
- 【臨時便】54件（随時：最新の悪質商法等の被害発生・注意喚起情報などの緊急性の高い情報）

見守りガイドブックの作成・配布

構成員による見守り活動に役立てていただけるよう、具体的なトラブル事例を通して気づき・声かけのポイント、被害対応のフローチャート、クーリング・オフの方法などを掲載したガイドブックを作成し、約9,000部を配布しました。



構成員への出前講座の実施

消費生活相談員を講師として派遣し、特殊詐欺や悪質商法の事例とその対処法、協議会の概要、見守りのポイント等を分かりやすく説明する講座を実施しました。

主な実績：老人福祉員委嘱式 663名
民生児童委員委嘱式 365名



防犯機能付き電話機の支給事業

本人がトラブルに遭っているという認識がないなど、消費者被害が潜在化してしまう可能性の高い方に対し、構成員が日頃の見守り活動で得た情報をもとに、防犯機能付き電話機を支給しました。